

河川におけるKHV検査方針

農林水産部水産漁港課

1 河川の水域区分の考え方

兵庫県コイヘルペスウイルス病防疫対策指針に従い、次のとおり取り扱うこととする。

- ① コイの移動の範囲から、一律に堰等でのエリア分けが適切とは言えないことから、原則として水系全域を1水域とする。
- ② ただし、必要に応じて急流、滝、堰等の隔壁によって上下流で生息しているコイと交流がない場合で、本病の浸潤状況が異なると判断するときは、水系を複数の水域に分けることができるものとする。

2 水域区分の対象

(1) 県内の河川

県管内を流れる一級河川5水系、2級河川92水系を県内の河川とする。

(2) 水域区分の対象

兵庫県コイヘルペスウイルス病防疫対策指針第3に基づき、コイ養殖に関係する河川、湖沼等、を以下の水域に区分する。

- ①既発生水域 : 本病の発生が確認された水域。
ただし、コイ養殖が関係ない河川も含む。
- ②未報告水域 : 本病の発生の報告がない水域又は本病の発生確認後に清浄化が確認された水域。

3 KHV検査の実施について

(1) KHV検査の方針

既発生水域では原則としてKHV検査は行わない。

(2) 既発生水域

平成26年4月現在で、以下の10河川が既発生水域に区分されている。

明石川、武庫川の大部分、加古川の大部分、大津川、市川、千種川、汐入川
東川（津門川）、蓬川、猪名川（淀川水系） 以上 10水域

詳細は、マニュアル31ページ「参考②」のとおり。

4 その他

- (1) 陽性が確定したエリアにおいても、必要に応じてKHV検査を実施することが出来るものとする。
- (2) 各河川に流れ込む、ため池や公園の池においてKHV検査で陽性が確定した場合、河川への排水を停止する等の措置が可能であるか等を考慮し、関係河川の水域区分を判断する。